

第7章 水防上必要な気象予警報及び情報並びに北上川上流洪水予警報及び水防警報等の連絡

第1節 水防上必要な予報及び警報の連絡

本部は、盛岡地方气象台から法第10条第1項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び第14条の2の規定により、気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報、警報及び資料様式編第7に掲げる情報の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等を活用して住民等へ周知するものとする。

第2節 北上川上流洪水予警報の連絡

本部は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、北上川上流洪水予報（資料様式編第8）の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等を活用して住民等へ周知するものとする。

洪水予報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当機関は、次のとおりである。

1 河川名

北上川本川（岩手県分）左岸 盛岡市材木町から岩手・宮城県境まで

右岸 盛岡市盛岡駅前北通りから岩手・宮城県境まで

2 水位又は流量の予報に関する基準地点

飯坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、桜木橋、大曲橋、狐禅寺、諏訪前

3 担当機関名

東北地方整備局岩手河川国道事務所・盛岡地方气象台

第3節 水防警報を行う指定河川の区域

法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報（資料様式編第8）の通知を受けたとき、及び県知事において指定した河川について水防警報の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等を活用して住民等へ周知するものとする。

法第10条の4第1項の規定により水防警報を行う国土交通大臣が指定した河川の区域は、次のとおりである。

1 河川名

北上川本川（岩手県分）左岸 盛岡上田字岩脇14の2（四十四田ダム下流 700m）
から岩手・宮城県境まで
右岸 盛岡市下厨川字赤平4（四十四田ダム下流 700m）
から岩手・宮城県境まで

2 水防警報の発表者

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

3 水防警報の対象となる水位観測所及び水防警報の範囲

資料様式編第9のとおり